

令和 7 年度経済戦略局廃棄文書売払（単価契約） 仕様書

本仕様書は、大阪市経済戦略局が指定する文書（以下「廃棄文書」という。）の売払に関して定めるものであり、作業の実施にあたっては本仕様書に基づき、誠実に作業を行うこと。

1 件名

令和 7 年度経済戦略局廃棄文書売払（単価契約）

2 売却予定量（概算）

9,160kg

品名	総重量	段ボール箱数
廃棄文書	9,160kg	458 箱

※廃棄文書（紙文書、文庫本、本・雑誌等図書類、古新聞、段ボール、厚表紙、感熱紙、感圧紙等）には、ファイル類（パイプファイル・バインダー等）、クリップ、紐等を含む。

※総重量はあくまでも予定量であり、本市の都合により増減する。

3 引取場所

No	引取場所	部門名	段ボール箱数（重量）	駐車場
(1)	大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル O's（オズ）棟南館 4 階	企画総務部総務課	147 箱 (2,940kg)	無料
(2)	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8 階	文化部文化課	33 箱 (660kg)	無料
(3)	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階	スポーツ部スポーツ課	95 箱 (1,900kg)	無料
(4)	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12 階	観光部観光課	115 箱 (2,300kg)	無料
(5)	大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 2 階、12 階	産業振興部企業支援課	26 箱 (520kg)	無料
(6)	大阪市港区田中 3-1-126	産業振興部計量検査所	42 箱 (840kg)	無料
	-	合計	458 箱 (9,160kg)	-

※ 段ボール箱は外寸 470×320×300mm 程度、1 箱約 20kg と想定。ただし、使用する段ボール箱が想定と異なる場合がある。

4 引取期限

令和 7 年 6 月 30 日（月）

5 契約期間

契約締結日～令和 7 年 7 月 11 日（金）

6 業務内容

指定の引取場所から廃棄文書を回収し、再生の資源として適切に処理する。

なお、処理にあたっては、資源化できないものを除き原則として焼却処理は行わず、再生資源事業者（リサイクル事業者）により再資源化を行うこと。

7 作業要領

- (1) 作業を遂行するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等の規定を遵守すること。
- (2) 買受人は契約期間中に本市の指定する数量を引き取るものとする。
- (3) 引き取りについては、契約締結後から令和7年6月末までの土日祝日を除いた5日以内で行うもの（連続した5日間でなくてもよい）とし、作業時間は午前9時から午後5時までとする。引取日時については、本市担当と協議のうえ調整すること。
- (4) 収集日時、収集方法については、集積場所ごとに本市担当と協議のうえ調整すること。
収集にあたっては、集積場所の施設規則等を遵守すること。また、収集時運搬経路上において必要に応じて養生措置を行うこと。
- (5) 引き取りの際使用する車両の台数・大きさについては、廃棄文書の運搬に必要十分な台数・大きさとする。
- (6) 駐車場使用については、申請が必要なため、申請にあたり必要な項目（使用する車両の台数、車両ナンバー及び作業者の氏名等）を集積日の10日前頃（土日祝日を含む）までに本市担当へ連絡すること。指定駐車位置図、引き取り場所への動線図については、作業日程等協議後、本市担当より提供する。
- (7) 車両の停車場所は、本市が指定する場所とする。
（注）使用する車両については下記の通り
車高：引取場所のNo.（5）は地下駐車場のため、車高2mまで
No.（1）は車高3.5mまで
車長：5.2m程度まで
- (8) 運搬に際しては、荷崩れ等により廃棄文書が飛散、落下しないよう車両に落下防止シートを着装し、その着装部分にも不備がないか必ず確認した上で運搬するよう対策を行い、道路交通法等の関係法令を遵守すること。特に、積込みや積降ろしなどの際には、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な対策を図り、必ず本市担当の確認を得たうえで作業を行うこと。
- (9) 廃棄文書には機密文書が含まれるため、取り扱いについては十分注意し、分別したファイル、クリップ等の異物を除去するなどリサイクル可能な状態へと処理したうえで、完全に溶解処理し、再利用すること。
- (10) 溶解処理の事前作業として、裁断・圧縮・梱包等を実施する際は、漏えい、紛失、飛散・残置等を防止するための適正な管理を図ること。本作業を別業者へ依頼する場合も同様とする。
- (11) 溶解処理を行った後は、速やかに溶解処理の事実がわかる書類（溶解証明書等）を提出すること（様式は問わない）。なお、証明内容については、「証明書の発行日」、「証明者」、「搬入日」、「搬入業者名」、「溶解日」、「溶解場所」、「溶解する重量」、「溶解する内容」を必須項目とする。
- (12) 廃棄文書の引取完了後は、引取場所の清掃を行うこと。
- (13) この作業実施にあたっては、本市の他業務及び駐車場業務に支障のないよう配慮すること。

8 費用

引き取りに関する諸費用は、買受人が負担すること。

9 計量

廃棄文書の中には、不純物（古紙として処理できないもの）が含まれているが、売払価格については、不純物を除く重量（正味重量）となるので、単価算定の際は十分に考慮すること。

引き取りした廃棄文書については総重量および正味重量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行うこと。その際、本市担当が立会いを求める場合がある。また、総重量および正味重量の計量結果を、立会った本市担当へ渡すか、引取作業日から2営業日後の正午までに本市担当あてに報告すること。

すべての引き取り完了後に、引取場所ごとの正味重量を取りまとめた完了報告書を8営業日以内に本市担当あて提出すること（様式は問わない）。

10 代金の納入

代金の納入については、「正味重量に契約単価を乗じた金額」を、本市発行の納入通知書により指定する期限までに納入すること。

「正味重量に契約単価を乗じた金額」に1円未満の端数（小数点以下）があるときはこれを切り捨てる。

11 その他

- (1) 本契約は単価契約とし、契約単価は申込金額（消費税及び地方消費税込み）に小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (2) 仕様書記載の数量は、契約期間中における本市の予定売却量を示すもので、実際数量との差異について、買受人は異議を申し立てることが出来ないものとする。
- (3) 不純物等が不用となった場合、環境関連法令及び廃棄物関連法令等を遵守し、適切に処分すること。
- (4) 本契約は、仕様書・関係法令等に基づき履行すること。
- (5) 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、各条項を遵守し、その漏えいの防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- (6) 買受人は、本契約の遂行時に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約期間満了後と契約解除後及び職を退いた以後においても同様とする。
- (7) 作業中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- (8) 引渡しを受けた廃棄文書が、買受人の関係者又は第三者によって他の目的に利用されることがないよう、十分な措置を講じること。万が一、廃棄文書の目的外利用等によって本市に損害が生じた場合、本市が指示する対応策を講じるとともに、損害賠償の責任を負うこと。
- (9) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問受付期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ、応札するものとする。契約締結後は本市の解釈に従い一切の異議を認めない。

- (10) 本仕様書に定めのない事項については、原則として本市担当の指示に従うこと。
- (11) 作業の遂行にあたり、本市担当から立会いの求めがあった場合はそれに応じること。

12 本市担当

大阪市経済戦略局企画総務部総務課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル 0's (オズ) 棟南館 4 階

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。